琵琶湖に係る湖沼水質保全計画第6期・第7期(素案)対照表

第7期湖沼水質保全計画(素案)

第1章 琵琶湖の水質保全対策の状況

1. 琵琶湖と湖沼水質保全計画

琵琶湖は、400万年の歴史をもつ世界有数の古代湖であり、面積 670km²、 貯水量 275 億 m³ にのぼるわが国最大の湖です。

また、多様な生物相に恵まれ、多くの水鳥や60種類以上の固有種が確認されており、ラムサール条約に基づく国際的に重要な湿地として登録されています。

集水域は 3,174km²におよび、約 460 の大小の河川から流入した水は、瀬田川と琵琶湖疏水から下流へと流れ出て、滋賀県そして流域府県の 1,450 万人の生活と産業活動を支える水源として、大きな役割を果たしています。

昭和 52(1977)年に、淡水赤潮が大発生したことを契機として展開された粉石けんの使用推進運動などの県民運動を背景に、滋賀県ではりんを含む家庭用合成洗剤の販売・使用・贈答の禁止や窒素含有量・りん含有量の工場排水規制を盛り込んだ「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」を昭和 55(1980)年に施行するなど、率先して水質保全対策を推進してきました。

しかし、一般に湖沼は閉鎖性が強く水質の改善が進まないことから、 昭和59(1984)年に水質保全対策を計画的、総合的に推進することを目的 とした湖沼水質保全特別措置法(以下、「湖沼法」といいます。)が制定 されました。そして、昭和60(1985)年に琵琶湖が湖沼法に基づく指定湖 沼の指定を受け、滋賀県と京都府は、昭和61(1986)年度以降5年ごとに

第6期湖沼水質保全計画

第1章 琵琶湖の水質保全対策の状況

1. 琵琶湖と湖沼水質保全計画

琵琶湖は、400万年の歴史をもつ世界有数の古代湖であり、面積 $670 \, \mathrm{km}^2$ 、 貯水量 $275 \, \mathrm{ش}^3$ にのぼるわが国最大の湖です。

また、多様な生物相に恵まれ、多くの水鳥や60種類以上の固有種が確認されており、ラムサール条約に基づく国際的に重要な湿地として登録されています。

集水域は 3,174km² におよび、約 460 の大小の河川から流入した水は、瀬田川と琵琶湖疏水から下流へと流れ出て、滋賀県そして流域府県の 1,400 万人の生活と産業活動を支える水源として、大きな役割を果たしています。

昭和 52(1977)年に、淡水赤潮が大発生したことを契機として展開された粉石けんの使用推進運動などの県民運動を背景に、滋賀県ではりんを含む家庭用合成洗剤の販売・使用・贈答の禁止や窒素含有量・りん含有量の工場排水規制を盛り込んだ「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」を昭和 55(1980)年に施行するなど、率先して水質保全対策を推進してきました。

しかし、一般に湖沼は閉鎖性が強く水質の改善が進まないことから、 昭和59(1984)年に水質保全対策を計画的、総合的に推進することを目的 とした湖沼水質保全特別措置法(以下、「湖沼法」といいます。)が制定 されました。そして、昭和60(1985)年に琵琶湖が湖沼法に基づく指定湖 沼の指定を受け、滋賀県と京都府は、昭和61(1986)年度以降5年ごとに 湖沼水質保全計画(以下、「湖沼計画」といいます。)を策定して、集水域(指定地域)における水質保全施策に取り組んできました。

2. 水質保全対策の実施状況

湖沼計画に基づき、これまで様々な事業を実施することにより、琵琶 湖に流入する汚濁負荷を低減してきました。

滋賀県の下水道普及率は平成 12(2000)年度末には全国平均を上回り、平成 27(2015)年度末には 88.8%となりました。また、工場排水については、条例で法律に定める基準より厳しい排水基準を設けるとともに、湖沼法に基づき化学的酸素要求量 (COD)、全窒素および全りんの汚濁負荷量の規制を行いました。

さらに、これらの生活排水対策や工場排水規制などのいわゆる点源対策に加え、農地や市街地などから流出する汚濁負荷(「面源負荷」といいます。)についても、循環かんがい施設を活用した農業排水の循環利用、環境こだわり農業による化学肥料の削減および濁水の流出防止等、市街地排水対策として透水性舗装など土壌浸透による水質浄化対策、河口部において一時貯留や植生浄化等による水質浄化対策を実施し、汚濁負荷の削減に努めてきました。

また、平成 18(2006)年度からは、赤野井湾流域流出水対策推進計画を 策定し、重点的に流出水対策を実施しています。

これまでの取組の成果として、琵琶湖に流入する汚濁負荷は、COD、 全窒素および全りんのいずれも低減されています。(図1)

湖沼水質保全計画(以下、「湖沼計画」といいます。)を策定して、集水域(指定地域)における水質保全施策に取り組んできました。

2. 水質保全対策の実施状況

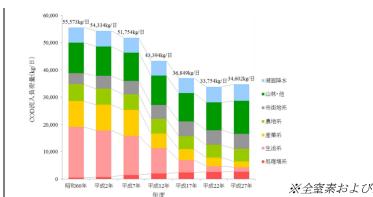
湖沼計画に基づき、これまで様々な事業を実施することにより、<u>着実</u> <u>に</u>琵琶湖に流入する汚濁負荷を<u>削減</u>してきました。

滋賀県の下水道普及率は平成 12(2000)年度末には全国平均を上回り、 平成 22(2010)年度末には 85.8%となりました (図1)。また、工場排水 については、条例で法律に定める基準より厳しい排水基準を設けるとと もに、湖沼法に基づき化学的酸素要求量 (COD)、全窒素および全りん の汚濁負荷量の規制を行いました。

さらに、これらの生活排水対策や工場排水規制などのいわゆる点源対策に加え、農地や市街地などから流出する汚濁負荷(「面源負荷」といいます。)についても、循環かんがい施設の整備による農業排水の汚濁負荷削減、環境こだわり農業による化学肥料の削減および濁水の流出防止等(図2)、市街地排水対策として透水性舗装など土壌浸透による水質浄化対策、河口部において一時貯留や植生浄化等による水質浄化対策を実施し、汚濁負荷の削減に努めてきました。

また、平成 18(2006)年度からは、赤野井湾流域流出水対策推進計画を 策定し、重点的に流出水対策を実施しています。

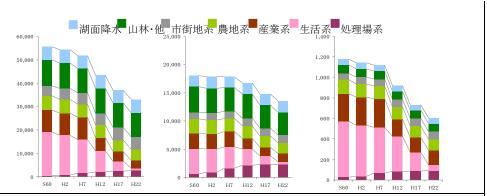
これまでの取組の成果として、琵琶湖に流入する汚濁負荷は、COD、全窒素および全りんのいずれも着実に削減されています。(図3)



※全窒素および全りんのグラフ有り

3. 水質の動向

湖沼計画に基づく総合的な水質保全対策の結果、まず、富栄養化の指標とされる全窒素と全りんについてみると、第6期湖沼計画では北湖の全窒素は目標値を達成しませんでしたが、南湖の目標値は達成し、第3期湖沼計画以降は、琵琶湖に流入する汚濁負荷の削減に伴い改善傾向にあります。CODは、北湖、南湖ともに第6期湖沼計の目標値を達成しましたが、北湖では低下に至っておらず、南湖では第5期湖沼計画以降、やや上昇傾向がみられます。(図2)



3. 水質の動向

湖沼計画に基づく総合的な水質保全対策の結果、まず、富栄養化の指標とされる全窒素と全りんについてみると、第3期湖沼計画以降は、琵琶湖に流入する汚濁負荷の削減に伴い改善傾向にあり、<u>第5期湖沼計画</u>においては目標値を達成しました。

しかし、CODは、北湖、南湖とも第4期湖沼計画までは、各期の湖沼計画の基準年度の現況に対し5年後の水質は悪化もしくは横ばいとなっています。第5期湖沼計画においては、北湖のCODは目標水質を達成しましたが、下回るまでには至っていません。また、南湖のCODは、目標を達成できず基準年度から上昇しています。(図4,5,6)

第2章 琵琶湖の水質保全に向けた取組

1. 計画期間

平成28年度から平成32年度まで

2. 琵琶湖の水質の保全に関する方針

第1期湖沼計画から第6期湖沼計画までの30年間の水質の動向を総括

第2章 琵琶湖の水質保全に向けた取組

1. 計画期間

平成23年度から平成27年度まで

2. 琵琶湖の水質の保全に関する方針

第1期湖沼計画から第5期湖沼計画までの25年間の水質の動向を総括

策の進捗により、陸域からの汚濁負荷は低減されており、窒素、りん等 は改善傾向が見られますが、CODは長期的に見ると流入負荷削減対策 に連動した減少傾向は示していません。また、アオコが依然として発生 していることや、植物プランクトンの種組成の変化、水草の大量繁茂、 在来魚介類の減少など生態系の課題が顕在化しています。

この要因として、湖内の物質循環の様相が大きく変化したことが考え られることから、有機物全体の循環を新たな指標により把握し、水質と 生態系のバランスのとれた良好な水環境を目指す取組が求められていま す。

このような状況に対し滋賀県が平成26年度に設置した「新たな水質管 理のあり方懇話会」では、生態系保全を視野に入れた新たな水質管理の 必要性、その指標として有機物量の全体を把握できるTOC(全有機炭 素量)の必要性が示されました。

特に水草は、透明度の上昇やクロロフィルaの濃度を下げるなどの水 質改善に寄与する一面もありますが、湖辺部などにおいて湖面を覆うく らいに大量に繁茂すると、湖流の停滞や水草の枯死体による湖底の泥質 化の促進など水質への影響や、悪臭による生活環境への影響、漁業、さ らには生態系への影響を与えます。

そこで、第7期湖沼計画においては、以下のとおり、引き続き汚濁負 荷の削減に取り組むとともに、生態系保全を視野に入れた水質管理手法 の検討、継続的な水草の大量繁茂対策に取り組むこととします。

○水質保全対策の継続実施

すると、下水道の整備や環境こだわり農業の推進などの各種水質保全対しすると、下水道の整備や環境こだわり農業の推進などの各種水質保全対し 策の進捗により、陸域からの汚濁負荷は着実に削減されており、窒素、 りん等による富栄養化の進行は抑制されています。しかし、有機汚濁の 指標であるCODについては、低下傾向が見られていません。CODが 低下しない要因の一つとして、水中の有機物のうち生物に分解されにく い有機物(以下、「難分解性有機物」といいます。)が考えられます。難 分解性有機物については、陸域からの汚濁負荷が増加していないことか ら、湖内の植物プランクトンによる生産やバクテリアによる分解の寄与 が考えられます。

> また、南湖においては、水草の異常繁茂も要因の一つとして考えられ ます。水草は、透明度の上昇やクロロフィルaの濃度を下げるなどの水 質改善に寄与する一面もありますが、湖辺部などにおいて湖面を覆うく らいに異常に繁茂すると、閉鎖性が高くなりCODが上昇するなどの影 響を及ぼします。

> そこで、第6期湖沼計画においては、以下のとおり、引き続き汚濁負 荷の削減に取り組むとともに、新たにCODが低下しない要因と考えら れる湖内における生産の実態把握や水草の異常繁茂対策に取り組むこと とします。

○水質保全対策の継続実施

これまで取り組んできた汚濁負荷の削減対策<u>は有効であり、</u>継続する とともに、水質モニタリング結果を注視します。

○生態系保全を視野に入れたTOC等による水質管理手法の検討

陸域からの汚濁負荷削減等により全窒素や全りんなどの水質は改善する一方で、生態系の課題が顕在化しています。この一因として、物質循環の様相が大きく変化したことが考えられることから、湖内における有機物収支の把握に関する研究を実施すると共に、生態系に関わる物質循環の知見を充実させ、TOC等を用いた新たな水質管理手法を検討します。

○南湖における水草大量繁茂対策の実施

水草の<u>大量</u>繁茂により、水質<u>や生態系</u>への影響が懸念されているため、 <u>引き続き</u>水草の刈取り<u>・根こそぎ除去等</u>により湖流の回復等を図る<u>とと</u> <u>もに、効率的な水草管理手法を検討するための調査・研究を行います</u>。

○赤野井湾における水質改善

赤野井湾へ流入する汚濁負荷は減少傾向にあるものの、もともと水深が浅く閉鎖性の高い地形であることに加え、湾内のハスなどの水生植物の増加により更に閉鎖性が高まり、湾内の水質改善にまでは至っていないため、引き続き赤野井湾流域流出水対策推進計画に基づき、更なる汚濁負荷削減対策と湾内におけるハス等の刈取りによる湖流の回復等の対策に取り組みます。<u>また、湾内の状況把握を行うため、水質および植物</u>プランクトン等のモニタリングを実施します。

3. 計画期間内に達成すべき目標

これまで取り組んできた汚濁負荷の削減対策<u>を</u>継続するとともに、水 質モニタリング結果を注視します。

○湖内における生産の実態把握

陸域からの汚濁負荷削減対策が進捗しているにもかかわらず、CODが低下しないことから、湖内における有機物の適正な管理を行うために、過去からの湖内環境の変化、とりわけ植物プランクトン群集組成の変化や透明度の上昇、窒素/りん比の変化などが水質に与える影響について、その実態把握に努めます。

○新たな有機物指標による評価

前項の調査に当たっては、有機物そのものを精度よく測定できるTO C (全有機炭素量) などの新たな指標による評価も併せて行います。

○南湖における水草異常繁茂対策の実施

水草の異常繁茂により、<u>湖流の停滞や水草の枯死体による湖底の泥質</u> 化の促進など水質への影響が懸念されて<u>きて</u>いるため、水草の刈取り等 による湖流の回復等を図ります。

○赤野井湾における水質改善

赤野井湾へ流入する汚濁負荷は減少傾向にあるものの、もともと水深が浅く閉鎖性の高い地形であることに加え、湾内のハスなどの水生植物の増加により更に閉鎖性が高まり、湾内の水質改善にまでは至っていないため、引き続き赤野井湾流域流出水対策推進計画に基づき、更なる汚濁負荷削減対策と湾内におけるハス等の刈取りによる湖流の回復等の対策に取り組みます。

3. 計画期間内に達成すべき目標

水質環境基準の確保を目途としつつ、計画期間内に達成すべき目標として、COD、全窒素、全りんについて目標値を定め、琵琶湖の着実な水質改善を図ります。なお、すでに環境基準を達成している北湖の全りんについては、現状水質が維持されるよう努めます。

<水質目標値>

(mg/1)

| | | | 現状 | 平成 | 32年度 |
|-----|------------------------|------|----------------|---------|--------|
| | 項目 | | (平成27年 | 対策を講じない | 対策を講じた |
| | | | 度) | 場合 | 場合 |
| COL | 75%値 (環境基準値 1.0) | 北湖南湖 | 2. 8 4. 6 | | |
| | (参考) 年平均値 | 北湖南湖 | 2. 5 3. 2 | | |
| 全窒素 | 年平均値 (同 0.20) | 北湖南湖 | 0. 25 0. 24 | | |
| 全りん | 年平均値 (同 0.010) | 南湖 | 0.012 | | |

※目標値は「琵琶湖流域水物質循環モデル」(滋賀県琵琶湖環境科学研究センター)で算定

※COD(75%値)、全窒素および全りんは、各環境基準点の最高値である。

※COD(年平均値)は、各環境基準点の年平均値の全地点平均値である。

琵琶湖流域水物質循環モデルではTOCを用いた算定をおこなっており、その結果を以下のとおり示します。なおTOCについては、達成すべき水質環境基準項目ではありませんが、湖内収支の把握に関する研究

水質環境基準の確保を目途としつつ、計画期間内に達成すべき目標として、COD、全窒素、全りんについて目標値を定め、琵琶湖の着実な水質改善を図ります。なお、すでに環境基準を達成している北湖の全りんについては、現状水質が維持されるよう努めます。

<水質目標値>

(mg/1)

| | | | | 平成2 | 7年度 |
|-----|------------------------|----------|----------------|----------------|----------------|
| Ţ | 項目 | | (平成22年 度) | 対策を講じ ない場合 | 対策を講じ た場合 |
| СОД | 75%値 (環境基準値 1.0) | 北湖南湖 | 2. 9 5. 0 | 3. 0 5. 8 | 2. 9 5. 0 |
| | (参考) 年平均値 | 北湖 南湖 | 2. 6 3. 6 | 2. 6 3. 9 | 2. 6 3. 6 |
| 全窒素 | 年平均値 (同 0.20) | 北湖南湖 | 0. 25 0. 28 | 0. 24 0. 28 | 0. 24 0. 26 |
| 全りん | 年平均値 (同 0.010) | 南湖 | 0.016 | 0.018 | 0.016 |

※目標値は「琵琶湖流域水物質循環モデル」(滋賀県琵琶湖環境科学研究 センター)で算定

※COD(75%値)、全窒素および全りんは、各環境基準点の最高値である。

※COD(年平均値)は、各環境基準点の年平均値の全地点平均値である。

を実施し、生態系を視野に入れた新たな水質管理指標に用いることを検 討します。

(mg/1)

| | | 現状 | 平成 | 32年度 | |
|-----|------|----------|--------------|---------|--|
| 項目 | | (平成27年 | 対策を講じない | 対策を講じた場 | |
| | | 度) | 場合 | 合 | |
| тос | 年平均値 | 北湖 南湖 | 1. 5 2. 2 | | |

4. 計画の目標および対策と長期ビジョン(マザーレイク21計画)をつなぐ道筋

長期ビジョンに掲げる 2050 年頃の琵琶湖のあるべき姿の達成に向けて、湖沼計画では5年ごとに目標を掲げ、計画的に水質保全対策を実施し、着実に水質の改善を図ります。

5. 水質の保全に資する事業

生活排水対策等として、<u>持続可能な汚水処理システムの構築に向け、</u>下水道、農業集落排水施設、浄化槽のそれぞれの有する特性、経済性、水質保全効果等を総合的に勘案して、適切な役割分担の下での計画的な整備を促進し、計画的かつ効率的な施設の維持管理や更新を推進します。

また、廃棄物処理施設の整備、湖沼の浄化対策等を実施します。

(1) 持続的な汚水処理システムの構築

滋賀県内の汚水処理施設の普及率

| | 現状(平成27年度) | 目標(平成32年度) |
|-----|------------|------------|
| 下水道 | 88.8% | 92. 2% |

4. 計画の目標および対策と長期ビジョン(マザーレイク21計画)をつなぐ道筋

長期ビジョンに掲げる 2050 年頃の琵琶湖のあるべき姿の達成に向けて、湖沼計画では5年ごとに目標を掲げ、計画的に水質保全対策を実施し、着実に水質の改善を図ります。

5. 水質の保全に資する事業

生活排水対策等として、下水道整備を促進するほか、地域の実情に応じ、農業集落排水施設、浄化槽等各種生活排水処理施設の整備および適正な維持管理に努めるとともに、高度処理等による生活排水処理水の一層の汚濁負荷の削減を図ります。

また、廃棄物処理施設の整備、湖沼の浄化対策等を実施します。

| 農業集落排水施設 | <u>6.81%</u> | 5.0% |
|-----------|---------------|---------------|
| 浄化槽 | <u>2.84%</u> | <u>2.1%</u> |
| <u>合計</u> | <u>98. 5%</u> | <u>99. 3%</u> |

※目標は「滋賀県汚水処理施設整備構想 2016」より設定 ※普及率は、整備人口/総人口で算出

① 下水道の整備

これまで琵琶湖の水質保全を図るため、生活排水等に係る汚濁負荷の削減対策として、下水道の整備を中心に実施してきました。

指定地域内における下水道の整備状況は、平成27年度末において「湖南中部」、「東北部」、「湖西」および「高島」の4処理区からなる琵琶湖流域下水道、大津市、近江八幡市、甲賀市および高島市の単独公共下水道が事業実施されており、その全てで終末処理場が稼働しています。また、これらの全ての終末処理場で高度処理を行っています。平成27年度末における指定地域内処理人口は125万1千人、指定地域内普及率は89.4%に達し、今後も面的整備を進めます。

また、処理場で発生する汚泥を有効利用するとともに、各流域下水道 終末処理場で新たに増設ならびに改築する施設については窒素の高度処 理を導入します。

(1) 下水道の整備

これまで琵琶湖の水質保全を図るため、生活排水等に係る汚濁負荷の削減対策として、下水道の整備を中心に実施してきました。

指定地域内における下水道の整備状況は、平成22年度末において「湖南中部」「東北部」「湖西」および「高島」の4処理区からなる琵琶湖流域下水道、大津市、近江八幡市、甲賀市および高島市の単独公共下水道が事業実施されており、その全てで終末処理場が稼働しています。また、これらの全ての終末処理場で高度処理を行っています。平成22年度末における指定地域内処理人口は118万6千人、指定地域内普及率は86.4%に達しました。今後も面的整備を進め、計画期間内においては、下表のとおり下水道の整備を進めます。

また、処理場で発生する汚泥を有効利用するとともに、各流域下水道 終末処理場で新たに増設ならびに改築する施設については窒素の<u>超</u>高度 処理を導入します。大津市内の公共下水道のうち合流式で整備された区

②農業集落排水施設の整備

指定地域内における農業集落排水施設の整備状況は、平成<u>27</u>年度末において、処理人口で9万5千人です。

今後、農業集落排水施設に<u>ついては</u>、<u>適正な維持管理をおこない</u>処理 水の汚濁負荷の削減を図ります。

域については、雨天時越流水対策を進めます。

下水道整備計画

| | <u>実施</u> <u>主体</u> | 現状(平成22年度) | 目標(平成27年度) |
|--------------------------|------------------------|--|--|
| <u>下水道の</u> <u>整備</u> | <u>県、市</u> 町 | 指定地域内行政人口 137万2千人 指定地域内処理人口 118万6千人 (118万6千人) 指定地域内普及率 86.4% | 指定地域内行政人口 137万3千人 指定地域内処理人口 122万6千人 (122万6千人) 指定地域内普及率 89.3% |

* () 書きは、COD、窒素、りんについての高度処理(内数)

(2) その他の生活排水処理施設の整備

①農業集落排水施設の整備

指定地域内における農業集落排水施設の整備状況は、平成<u>22</u>年度末に おいて、処理人口で10万8千人です。

今後<u>の</u>農業集落排水施設においては、<u>継続して窒素は全処理施設で、</u>りんは琵琶湖に近接した処理施設等で高度処理による処理水の汚濁負荷の削減を図ります。

農業集落排水施設整備計画

| | <u>実施</u> 主体 | 現状(平成22年度) | 目標(平成27年度) |
|---------------------|-----------------|---|------------------|
| 農業集落排 水施設の整 備 | <u>市町</u> | <u>整備集落数</u> <u>407集落</u> [407集落] | 適正な維持管理に努 める。 |

| {105集落} | |
|----------|--|
| 整備人口 | |
| 10万8千人 | |
| [10万8千人] | |
| { 4万2千人} | |

③浄化槽等の整備

滋賀県では、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 および「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」に基づき、各市町に おいて生活排水対策を推進するとともに、下水道整備区域外の区域では 集落単位の整備や高度処理型浄化槽の設置を促進します。

〈注:改正浄化槽法(平成13年4月1日施行)では、従来の合併処理浄化槽のみを浄化槽と定義しています。〉

*[]書きは、窒素についての高度処理(内数)

* { } 書きは、りんについての高度処理(内数)

②浄化槽等の整備

指定地域内における浄化槽の整備状況は、平成22年度末の処理人口で 10万人です。滋賀県では、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に 関する法律」および「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」に基づ き、各市町において生活排水対策を推進するとともに、下水道整備区域 外の区域では集落単位の整備や高度処理型浄化槽の設置を促進します。

〈注:改正浄化槽法(平成13年4月1日施行)では、従来の合併処理浄化槽のみを浄化槽と定義しています。〉

浄化槽整備計画

| | 実施主体 | 現状(平成22年度) | 目標(平成27年度) |
|-----|------|------------|------------|
| 浄化槽 | 市町 | 整備基数 | 新規整備基数 |
| の整備 | | 22,397基 | 1,200基 |
| | | 整備人口 | 新規整備人口 |

なお、浄化槽汚泥等を処理するし尿処理施設は、処理能力で<u>1,195</u>k1/日であり、そのすべてにおいて高度処理が実施されています。

(2) 廃棄物処理施設の整備

市町等が行う廃棄物処理施設整備の支援などにより廃棄物の適正な処理を推進し、不法投棄等の不適正処理に起因する水質汚濁の防止を図ります。計画期間における一般廃棄物処理施設の整備予定は、下表のとおりです。

一般廃棄物処理施設整備計画

| | 事業主体 | 現状(平成27年度) | <u>見込み</u> (平成 <u>32</u> 年度) |
|--------------|---------------------------|--------------|------------------------------|
| ごみ処理施 設 | 大津市、近江八 幡市、草津市、 野洲市 | 14施設1,569t/日 | 14施設1, 475t/日 |
| 粗大ごみ処 理施設 | 大津市、近江八 幡市、草津市、 野洲市 | 13施設371t/日 | 14施設319.67t/日 |
| 資源化施設 | 大津市、近江八 幡市、草津市、 野洲市 | 14施設152.2t/日 | 15施設151.67t/日 |
| 最終処分場 | | 16施設164万4千m³ | 14施設123万6千m³ |

(3) 湖沼の浄化対策

湖沼の浄化対策として以下の対策を実施します。

|--|

なお、浄化槽汚泥等を処理するし尿処理施設は、処理能力で<u>1,224</u>k1/日であり、そのすべてにおいて高度処理が実施されています。

(3) 廃棄物処理施設の整備

<u>廃棄物の適正な処理を推進するため廃棄物処理施設を整備し、</u>不法投棄等に起因する水質汚濁の防止を図ります。一般廃棄物処理施設は、計画期間内に下表のとおり整備します。

一般廃棄物処理施設整備計画

| | 1.504 5 11 | | |
|-------|------------|--------------|---------------------|
| | 事業主体 | 現状(平成22年度) | 目標(平成 <u>27</u> 年度) |
| ごみ処理施 | 大津市、近江八 | 14施設1,569t/日 | 15施設1,626t/日 |
| 設 | 幡市、草津市、 | | |
| | 守山市、野洲市 | | |
| 粗大ごみ処 | 近江八幡市、草 | 12施設346t/日 | 13施設312t/日 |
| 理施設 | 津市、野洲市、 | | |
| | 湖北広域行政事 | | |
| | 務センター | | |
| 資源化施設 | 大津市、近江八 | 19施設155t/日 | 21施設209t/日 |
| | 幡市、草津市、 | | |
| | 野洲市、湖北広 | | |
| | 域行政事務セン | | |
| | ター | | |
| 最終処分場 | 大津市、高島市、 | 15施設135万7千m³ | 17施設186万3千m³ |
| | 湖北広域行政事 | | |
| | 務センター | | |

(4) 湖沼の浄化対策

湖沼の浄化対策として以下の対策を実施します。

①水草の除去

琵琶湖の湖流や生態系を回復させ、湖底底質の保全および改善等を図るため、大量繁茂が課題となっている南湖をはじめ琵琶湖において、水草の表層刈取りや根こそぎ除去を実施します。また、水草刈取り除去を実施する市町へは必要に応じ補助を行います。

刈取り除去した水草は堆肥化し、住民に配布するなど有効利用を推進 します。

水草の効率的な刈取り除去や有効利用を推進するため、対策手法の検 討や技術開発に係る支援を行うとともに、抜本的な課題解決のために必 要な調査研究を実施します。

水草を摂食するワタカなど環境保全に役立つ在来魚の放流を推進します。

②湖底の環境改善

健全な生物生息空間を再生する等湖底の環境改善を図る一環として、 琵琶湖南湖において湖底の耕うんや平坦化、砂地の造成などを推進しま す。

(4) 流入河川等の浄化対策

流入河川等の浄化対策として以下の対策を実施します。

① 湖の浄化対策

琵琶湖周辺に分布する内湖の水質浄化機能の回復を図るため、水質が 悪化した内湖のうち、木浜内湖や平湖、柳平湖、西の湖において、浚渫<u>や</u> <u>覆土(植生護岸を含む)</u>による底質改善対策を実施します。

②河川の浄化対策

①水草等の除去

琵琶湖の湖辺部の水草の異常繁茂水域等において湖流の回復等を図る ため、水草等の刈取りを実施します。また、水草除去を実施する市町へ は必要に応じ補助を行います。

②湖底の環境改善

健全な生物生息空間を再生する等湖底の環境改善を図る一環として、 葉山川沖において、湖底の窪地の埋め戻しを実施します。

(5) 流入河川等の浄化対策

流入河川等の浄化対策として以下の対策を実施します。

① 湖の浄化対策

琵琶湖周辺に分布する内湖の水質浄化機能の回復を図るため、水質が 悪化した内湖のうち、木浜内湖や平湖、柳平湖、西の湖において、浚渫_ 等による底質改善対策を実施します。

②河川の浄化対策

琵琶湖に流入する河川の水質浄化を図るため、新守山川の河口部において、出水時に内湖を活用して汚濁物の自然沈降を促す浄化施設を整備します。

また、生態系に配慮した多自然川づくりによる河川改修を進めます。

6. 水質の保全のための規制その他の措置

(1) 工場・事業場排水対策

①排水規制等

水質汚濁防止法に基づき、国では日平均排水量が50m³以上の特定事業場に対し排水基準を適用していますが、滋賀県では、日平均排水量10m³以上の特定事業場に対し、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量等について上乗せ排水基準等を適用し、規制を実施します。

これらの排水規制等の遵守徹底を図る<u>とともに、公害発生の未然防止を目的として、</u>対象事業場への立入検査、届出指導等を実施します。立入検査にあたっては、必要に応じ市町と連携を図っていきます。

②汚濁負荷量の規制

化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量については、湖沼水質保全特別措置法に基づき、日平均排水量が50m³以上である湖沼特定事業場に対し、汚濁負荷量規制基準を適用し、その遵守の徹底を図ります。

③指導等

排水規制の対象外となる工場・事業場に対しては、必要に応じ汚水または廃液の処理方法の改善等の指導を行います。

琵琶湖に流入する河川の水質浄化を図るため、新守山川の河口部において、出水時に内湖を活用して汚濁物の自然沈降を促す浄化施設を整備します。

また、生態系に配慮した多自然川づくりによる河川改修を進めます。

6. 水質の保全のための規制その他の措置

(1) 工場·事業場排水対策

①排水規制等

水質汚濁防止法に基づき、国では日平均排水量が50m³以上の特定事業場に対し排水基準を適用していますが、滋賀県では、日平均排水量10m³以上の特定事業場に対し、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量等について上乗せ排水基準等を適用し、規制を実施します。

これらの排水規制等の遵守徹底を図る<u>ため</u>、対象事業場への立入検査、 届出指導<u>の徹底</u>等を実施します。立入検査にあたっては、必要に応じ市 町と連携を図っていきます。

②汚濁負荷量の規制

化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量については、湖沼水質保全特別措置法に基づき、日平均排水量が50m³以上である湖沼特定事業場に対し、汚濁負荷量規制基準を適用し、その遵守の徹底を図ります。

③指導等

排水規制の対象外となる工場・事業場に対しては、必要に応じ汚水又は廃液の処理方法の改善等の指導を行<u>うとともに、下水道の供用区域内</u>の工場・事業場に対しては、下水道への接続を促します。

(2) 生活排水対策

県内全域を生活排水対策重点地域に指定し、各市町の「生活排水対策推進計画」に基づく対策を推進するとともに、「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」によって義務づけた浄化槽(合併処理浄化槽)の設置を促進します。

①下水道への接続の促進

生活排水に係る汚濁負荷削減対策として、下水道の供用区域では遅滞なく生活排水を下水道に流入させるよう、各市町が行う接続率向上に向けた啓発、指導の取組に対して支援を行います。

②浄化槽の適正な設置、管理の確保

滋賀県は、建築基準法に基づく定期報告の対象となっている建築物に 付属する浄化槽に対する適正な管理の指導ならびに各市町が行う浄化槽 法に基づく浄化槽の適正な設置の確保、保守点検、清掃および法定検査 の実施等による適正な管理を確保する取組に対して支援を行います。

京都府においては、京都市が浄化槽の適正な設置および適正な管理の確保のための指導等を行います。

③水環境への負荷の少ないライフスタイルの確立

一人ひとりが暮らしの中で、水環境にできるだけ負荷を与えない行動を自ら考え、主体的に実践することができるよう、暮らしと水環境とのつながりや影響を学ぶ環境学習の推進や、環境に配慮した生活(エコライフ)に関する情報提供、啓発を行います。

(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策

(2) 生活排水対策

県内全域を生活排水対策重点地域に指定し、各市町の「生活排水対策 推進計画」に基づく対策を推進するとともに、「滋賀県生活排水対策の推 進に関する条例」によって義務づけた浄化槽(合併処理浄化槽)の設置を 促進します。

①下水道への接続の促進

生活排水に係る汚濁負荷削減対策として、下水道の供用区域では遅滞なく生活排水を下水道に流入させるよう、各市町が行う接続率向上に向けた啓発、指導の取組に対して支援を行います。

②浄化槽の適正な設置、管理の確保

滋賀県は、建築基準法に基づく定期報告の対象となっている建築物に付属する浄化槽に対する適正な管理の指導ならびに各市町が行う浄化槽法に基づく浄化槽の適正な設置の確保、保守点検、清掃および法定検査の実施等による適正な管理を確保する取組に対して支援を行います。

京都府においては、京都市が浄化槽の適正な設置および適正な管理の確保のための指導等を行います。

③水環境への負荷の少ないライフスタイルの確立

これまでの大量消費型の生活様式を見直し、環境に配慮した生活習慣を身につける運動を促進する中で、一人ひとりが身近な水環境に関心を持ち、節水に努めることや家庭からの汚濁物質の排出を低減するなどの水環境への負荷の少ないライフスタイルの確立を促進するため、環境に配慮した生活習慣を身につける運動や啓発を行います。

(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策

滋賀県では、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」および「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図るための県計画」に基づき、家畜排せつ物の管理の適正化を図ります。また、耕種農家と畜産農家の連携(耕畜連携)をすすめ、稲わら等と堆肥の交換利用の促進を図ることで有機物資源の循環システムを構築し、家畜ふん尿の土壌還元の促進、環境への負荷軽減を進めます。

①家畜排せつ物の適正な管理

家畜排せつ物の循環利用を促進し、畜産系からの汚濁負荷の削減を図るため、畜産農家に対して家畜排せつ物の適正な管理の指導を行います。 ②畜舎の管理の適正化

<u>「湖沼法」で定める</u>指定施設および準用指定施設については、構造および使用方法に関する規制基準の遵守を徹底します。

また、これらの規制の対象外となる畜舎については、必要に応じて施 設の改善や適正な管理指導を行います。

(4) 魚類養殖に係る汚濁負荷対策

魚類の養殖用施設については、飼料の投与、へい死魚の適正処理等、 必要に応じて指導等を行います。 滋賀県は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」および「滋賀県畜産公害防止基本対策要綱」等に基づき、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」により、家畜排せつ物の管理の適正化を図ります。また、耕種農家と畜産農家の連携を進め、稲わら等地域の有機質資源の有効利用と堆肥等の利用促進を図り、有機質資源」循環システムを構築することにより、家畜ふん尿の土壌還元を促進し、畜産系からの汚濁負荷量を削減します。

京都府においては、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」お よび「京都府環境保全型畜産確立基本方針」に基づき、耕種農家との連 携のもとに堆肥化等による家畜ふん尿の土壌還元の促進を図ります。

①家畜排せつ物の適正な管理

家畜排せつ物の循環利用を促進し、畜産系からの汚濁負荷の削減を図るため、畜産農家に対して家畜排せつ物の適正管理の指導を行います。 ②畜舎の管理の適正化

指定施設および準用指定施設である畜舎については、構造および使用 方法に関する規制基準の遵守の徹底を<u>図ります。滋賀県では、引き続き</u> 日平均排水量10m³以上の畜舎について排水規制を実施します。

また、これらの規制の対象外となる畜舎については、必要に応じ施設 の改善や適正管理等の指導を行います。

(4) 魚類養殖に係る汚濁負荷対策

魚類の養殖用施設については、飼料の投与、へい死魚の適正処理等、 必要に応じて指導等を行います。

(5) 流出水対策

①農業地域対策

滋賀県では、水質への負荷を削減するため、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」として、農業者等地域が主体となって、農地や農業用水等の資源やそれを取り巻く環境の保全と適正な管理の定着を進めます。

また、「滋賀県環境こだわり農業推進条例」および「<u>滋賀県農業・水産業基本計画</u>」に基づき、化学合成農薬、化学肥料の使用量が慣行より相当程度下回り、農業排水の適正管理等、環境との調和に配慮して農産物を栽培する「環境こだわり農業」をさらに推進し、化学合成農薬、化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減するとともに、農業排水対策など、環境への負荷を削減する技術で生産された「環境こだわり農産物」の生産拡大を図ります。

また、農業と環境との調和に配慮するため、「みずすまし構想」に基づき、節水型や循環型の農業水利施設の保全更新を進めるとともに、これまでに整備した施設を<u>「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」を活</u>用して地域で適正に維持管理し、琵琶湖への流入負荷削減を図ります。

京都府においては、「人と環境にやさしい農業推進プラン」の考え方、「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に拠る京都府「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針」に基づき、営農の実情に即した化学農薬および化学肥料の施用量の低減を図ります。

②市街地対策

降雨等に伴い道路や市街地から流出する汚濁負荷に関しては、地域住

(5) 流出水対策

①農業地域対策

滋賀県では、水質への負荷を削減するため、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」として、農業者等地域が主体となって、農地や農業用水等の資源やそれを取り巻く環境の保全と適正な管理の定着を進めます。

また、「滋賀県環境こだわり農業推進条例」および「<u>しがの農業・水産業新戦略プラン</u>」に基づき、化学合成農薬、化学肥料の使用量が慣行より相当程度下回り、農業排水の適正管理等、環境との調和に配慮して農産物を栽培する「環境こだわり農業」をさらに推進し、化学合成農薬、化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減するとともに、農業排水対策など、環境への負荷を削減する技術で生産された「環境こだわり農産物」の生産拡大を図ります。

また、農業と環境との調和に配慮するため、「みずすまし構想」に基づき、節水型や循環型の農業水利施設の保全更新を進めるとともに、これまでに整備した施設を適正に維持管理し、琵琶湖への流入負荷削減を図ります。

京都府においては「京都府における環境にやさしい農業推進基本方針」 ならびに「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指 針」に基づき、営農の実情に即した、適正な施肥、田面水の適正な管理 等を図ります。

②市街地対策

降雨等に伴い道路や市街地から流出する汚濁負荷に関しては、地域住

民の協力のもと小水路等の清掃を行います。また、歩道の透水性舗装や 公共施設における雨水の貯留浸透施設の整備、雨水排水の地下浸透工法 の活用による河川への汚濁負荷の流出抑制に努めます。

また、下水道事業の一環として、草津市、守山市の一部地域において、 市街地からの雨水排水を一部貯留し、沈殿等により浄化する市街地排水 浄化対策施設を設置しており、この施設の運用を行います。

③自然地域対策

森林等自然地域から降雨等に伴い流出する汚濁負荷に関しては、実態 把握に努めつつ、土壌浸食や崩壊による汚濁負荷の流出を防止するため に自然地域の適正な管理に努めます。

④流出水対策地区における重点的な対策の実施

湖沼水質保全特別措置法第25条~第28条の規定に基づき、流出水対策地区として赤野井湾流域を指定し、流出水対策推進計画を定めるとともに、同計画に基づき重点的な対策を実施します。なお、赤野井湾流域流出水対策推進計画は第3章に示すとおりです。

(6) その他の負荷低減対策

①琵琶湖におけるレジャー利用の適正化

琵琶湖における適正なレジャー利用を推進し、レジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例に基づき、プレジャーボートの従来型2サイクルエンジンの使用禁止対策を実施します。

②散在性ごみ防止に係る啓発

環境美化監視員によるごみの散乱防止のための監視・啓発を実施しま

民の協力のもと小水路等の清掃を行います。また、歩道の透水性舗装や 公共施設における雨水の貯留浸透施設の整備、雨水排水の地下浸透工法 の活用による河川への汚濁負荷の流出抑制に努めます。

また、下水道事業の一環として、草津市、守山市の一部地域において、 市街地からの雨水排水を一部貯留し、沈殿等により浄化する市街地排水 浄化対策施設を設置しており、この施設の運用を行います。

③自然地域対策

森林等自然地域から降雨等に伴い流出する汚濁負荷に関しては、実態 把握に努めつつ、土壌浸食や崩壊による汚濁負荷の流出を防止するため に自然地域の適正な管理に努めます。

④流出水対策地区における重点的な対策の実施

湖沼水質保全特別措置法第25条~第28条の規定に基づき、流出水対策 地区として赤野井湾流域を指定し、流出水対策推進計画を定めるととも に、同計画に基づき重点的な対策を実施します。なお、赤野井湾流域流 出水対策推進計画は第3章に示すとおりです。

す。

(7) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護

①緑地の保全

指定地域内の緑地については、湖沼計画中の各種汚濁源対策等とあい まって琵琶湖の水質の保全に資するよう、自然環境保全法、自然公園法、 森林法、都市計画法、都市緑地法、河川法等の関係諸制度の的確な運用 を通じて配意し、指定地域内の緑地の保全に努めます。

②湖辺の自然環境の保護

湖辺のヨシ群落については、琵琶湖の環境保全のための多様な機能を 果たしていることから、「琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」による 「ヨシ群落保全基本計画」に基づき、地域の自然的条件等を十分把握し、 効果的な方法により、ヨシ刈りや清掃等のヨシ群落の維持管理事業を実 施し、ヨシ群落の保全・再生を図ります。また、野洲市において、琵琶 湖ヨシ群落自然再生事業を実施します。

(8) 公共用水域の水質監視

滋賀県、国土交通省、大津市および独立行政法人水資源機構は、琵琶 湖の水質状態を的確に把握するため、引き続き琵琶湖の51地点および流 入出河川の31地点において、水質の監視、測定を行います。

また、滋賀県では動植物プランクトンについての調査を行い、湖内の 生態系の面から富栄養化等の水質動向を把握します。

なお、琵琶湖および流域のモニタリングについて、より適切な水質監 視の観点から、測定計画の改定を図るとともに、既存のモニタリングの │ 視の観点から、測定計画の改定を図るとともに、既存のモニタリングの

(6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護

①緑地の保全

指定地域内の緑地については、湖沼計画中の各種汚濁源対策等とあい まって琵琶湖の水質の保全に資するよう、自然環境保全法、自然公園法、 森林法、都市計画法、都市緑地法、河川法等の関係諸制度の的確な運用 を通じて配意し、指定地域内の緑地の保全に努めます。

②湖辺の自然環境の保護

湖辺のヨシ群落については、琵琶湖の環境保全のための多様な機能を 果たしていることから、「琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」による 「ヨシ群落保全基本計画」に基づき、地域の自然的条件等を十分把握し、 効果的な方法により、ヨシ刈りや清掃等のヨシ群落の維持管理事業を実 施し、ヨシ群落の保全・再生を図ります。また、野洲市において、琵琶 湖ヨシ群落自然再生事業を実施します。

(7) 公共用水域の水質監視

滋賀県、国土交通省、大津市および独立行政法人水資源機構は、琵琶 湖の水質状態を的確に把握するため、引き続き琵琶湖の51地点および流 入出河川の31地点において、水質の監視、測定を行います。

また、滋賀県では動植物プランクトンについての調査を行い、湖内の 生態系の面から富栄養化等の水質動向を把握します。

なお、琵琶湖および流域のモニタリングについて、より適切な水質監

具体的な改善を順次進めます。

(9) 調査研究の推進

琵琶湖内の物質挙動等の水質汚濁メカニズム、琵琶湖への汚濁物質の流入メカニズム、琵琶湖での生態系変動等に関して、滋賀県琵琶湖環境科学研究センター、<u>滋賀県水産試験場、</u>国、<u>国立研究開発</u>法人国立環境研究所等国関係機関および<u>公益</u>財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構等において調査研究を促進します。

滋賀県では、琵琶湖での水草の<u>大量</u>繁茂、外来魚の増加、湖底の泥質 化や低酸素化等、顕在化する様々な問題に対応するために、琵琶湖の水 質汚濁・生態系メカニズム解明調査を実施するなど、以下の調査研究等 を推進します。

- ・ CODが減少しない原因の一つとして難分解性有機物が考えられ、この難分解性有機物は湖内由来のものが陸域由来よりも多いことが推定されていますが、湖内の生態系の形成を駆動する有機物の収支は把握できていません。そのため、有機物の生産や分解等に係る詳細な調査を実施するとともに、「琵琶湖流域水物質循環モデル」も用いて有機物収支の把握に関する研究を実施します。また、この研究結果を踏まえ、TOCなどの新たな指標を用いた評価や必要な対策について、検討を進めます。
- ・ <u>琵琶湖における在来魚介類のにぎわい復活に向け、琵琶湖およびその</u> <u>集水域での生態系の保全または修復方法を検討するために調査研究</u> を進めます。
- ・ 水草管理による生態系再生に向けた調査研究を実施します。

具体的な改善を順次進めます。

(8) 調査研究の推進

琵琶湖内の物質挙動等の水質汚濁メカニズム、琵琶湖への汚濁物質の流入メカニズム、琵琶湖での生態系変動等に関して、滋賀県琵琶湖環境科学研究センター、国、独立行政法人国立環境研究所等国関係機関および財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構等において調査研究を促進します。

滋賀県では、琵琶湖での<u>CODとBODの乖離現象、</u>水草の<u>異常</u>繁茂、外来魚の増加、湖底の泥質化や低酸素化等、顕在化する様々な問題に対応するために、琵琶湖の水質汚濁・生態系メカニズム解明調査を実施するなど、以下の調査研究等を推進します。

- ・ 琵琶湖における難分解性有機物の発生メカニズムおよび影響把握に ついて、調査・検討を進めます。また、この調査結果を踏まえ、TO Cなどの有機汚濁等の新たな指標による評価や必要な対策について、 検討を進めます。
- ・ <u>琵琶湖における生態系の変動要因を解明するための調査研究を進め</u>ます。
- ・ 「琵琶湖流域水物質循環モデル」により、施策の実施による水質改善 効果を予測・評価するとともに、水質汚濁メカニズムの解明にあたっ ても効果的に活用します。

- ・ <u>流出水対策地区である赤野井湾において、水質汚濁メカニズムを解明</u> するため、流域、湖辺、湖内の総合的な調査・解析を実施します。
- ・ 琵琶湖の環境保全に資する森林づくりに関する調査研究を実施します。
- ・ 平成4年度から10年度にわたり実施した赤野井湾の底質改善事業(汚泥の浚渫、覆砂)の効果を評価するため、赤野井湾の底質や底生生物等のモニタリングを継続します。
- ・ 良好な漁場の保全を図るために、漁場の悪化要因究明の調査研究や 在来魚介類資源の回復に向けた技術開発研究を実施します。
- (10) 自然生態系の保全と自然浄化機能の回復

①森林・農地等の保全と利用

森林や農地の持つ水源かん養機能に着目し、生態系の保全を図るため、 里山林の保全・確保を積極的に取り組むとともに、その適正な利用と管理を通して、これらの土地形態が持つ機能の維持・増進を図ります。

②流域における対策

農村地域を中心に、ため池等の多様な生態系の保全・回復を図るとと もに、自然浄化機能を活用した浄化対策を推進します。

また、「魚のゆりかご水田プロジェクト」として、魚類の産卵等の場となる水田と琵琶湖とのつながりを形成するため、魚類が遡上しやすい魚道づくり等を実施するとともに、併せて「琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語創造プロジェクト」や「豊かな生きものを育む水田づくり出前

- · 流出水対策地区制度を推進するための調査を実施します。
- ・ 水質汚濁メカニズムを解明するため、赤野井湾流域をモデル地域として、流域、湖辺、湖内の総合的な調査・解析を実施します。
- ・ 琵琶湖の環境保全に資する森林づくりに関する調査研究を実施します。
- ・ 平成4年度から10年度にわたり実施した赤野井湾の底質改善事業(汚泥の浚渫、覆砂)の効果を評価するため、赤野井湾の底質や底生生物等のモニタリングを継続します。
- ・ 良好な漁場の保全を図るために、漁場の悪化要因究明の調査研究や在 来魚介類資源の回復に向けた技術開発研究を実施します。

(9) 自然生態系の保全と自然浄化機能の回復

①森林・農地等の保全と利用

森林や農地の持つ水源かん養機能や水質浄化機能等に着目し、生態系の保全と自然浄化機能の回復を図るため、里山林や棚田、河畔林、急傾斜地の保全・確保を積極的に取り組むとともに、その適正な利用と管理を通して、これらの土地形態が持つ機能の維持・増進を図ります。

②流域における対策

農村地域を中心に、ため池等の多様な生態系の保全・回復を図るとと もに、自然浄化機能を活用した浄化対策を推進します。

また、「魚のゆりかご水田プロジェクト」として、魚類の産卵等の場となる水田と琵琶湖とのつながりを形成するため、魚類が遡上しやすい魚道づくり等を実施します。

事業」を実施することで、豊かな生きものを育む水田づくりに取り組む 組織数の増加を目指します。

③湖辺における対策

湖辺におけるヨシ群落の保全と植栽および自然湖岸の再生、砂浜の保全など、多様な生態系を活かした湖沼環境の保全と回復に資する事業を展開します。

また、内湖などの湿地帯(エコトーン)は、琵琶湖固有の動植物、特にコイ科魚類を中心とした在来魚の産卵・成育場所や環境学習の場等として重要な役割を担うなど様々な価値を有していることから、早崎内湖をはじめとした内湖本来の機能の保全および再生を推進します。

④湖沼生熊系の保全と回復

琵琶湖の生態系等を保全・回復し、水質を保全するため、琵琶湖固有の魚類等の種苗の湖沼への放流や、在来生物に影響を及ぼすブルーギル等の外来魚の駆除や繁殖抑制に努めるとともにニゴロブナなど魚類の重要な産卵繁殖場であるヨシ帯の造成や覆砂による砂地の造成事業を実施します。

また、侵略的外来水生植物であるオオバナミズキンバイやナガエツル ノゲイトウ等の駆除を行い、在来生物の保全を図ります。

(11) 地域住民等の協力の確保等

水質の保全に向けて地域住民等の協力の確保等を図るため、次の支援 等を実施します。

①地域住民等の参画の促進

③湖辺における対策

湖辺におけるヨシ群落の保全と植栽および自然湖岸の再生、砂浜の保全など、多様な生態系を活かした湖沼環境の保全と回復に資する事業を展開します。

また、最も生物の多様性に富み、生息の場である湖辺において、ビオトープネットワークの拠点等を確保することにより、良好な自然生態系を保全・再生するとともに、環境学習等の場として活用を図ります。

④湖沼生態系の保全と回復

琵琶湖の生態系等を保全・回復し、水質を保全するため、琵琶湖固有 の魚類等の種苗の湖沼への放流や、在来生物に影響を及ぼすブルーギル 等の外来魚の駆除や繁殖抑制に努めるとともにニゴロブナなど魚類の重 要な産卵繁殖場であるヨシ帯の造成や覆砂による砂地の造成事業を実施 します。

(10) 地域住民等の協力の確保等

水質の保全に向けて地域住民等の協力の確保等を図るため、次の支援等 を実施します。

①地域住民等の参画の促進

住民の意見を反映し地域の個性を活かした川づくりを進めるため、河川整備計画の策定に際して、圏域ごとに住民説明会等を開催します。また、農村の身近な地域環境の改善に取り組むグラウンドワーク活動や上流と下流の住民の交流と連携を進める森林ボランティア活動を支援します。

また、「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」で定められている環境美化の日を基準日とした環境美化活動や、7月1日「びわ湖の日」を中心とした琵琶湖に関わる様々な活動を、地域住民や事業者など多様な主体の参画を得ながら推進します。

②環境学習の推進と環境保全活動の支援

身近な環境に関心を持ち、環境について理解を深め、環境を守るための行動につながるように幼児期から段階的に環境学習を推進するため、様々な支援を行います。

また、県民の自主的な社会活動を支えるNPO等の運営を支援します。

③流域における住民活動への支援

住民が目的意識を持ち、自発的に流域単位で横断的なネットワーク組織を立ち上げ、主体的な運営がなされるよう、情報の収集や発信などを通じその活動への支援を行います。

④多様な主体の参画の促進

多様な活動主体のつながりを広げ、新たな活動への展開を図るための情報や機会の提供とともに、マザーレイク 21 計画の進行管理における評価・提言を複層的に行う場となる「マザーレイクフォーラム」を開催し、多様な主体の琵琶湖総合保全活動への参画を促進します。

また、多様な主体による協働を推進するため、しがのNPO・協働情

住民の意見を反映し地域の個性を活かした川づくりを進めるため、河川整備計画の策定に際して、圏域ごとに住民説明会等を開催します。また、農村の身近な地域環境の改善に取り組むグラウンドワーク活動や上流と下流の住民の交流と連携を進める森林ボランティア活動を支援します。

また、各界の協力による環境保全県民運動として、7月1日を「びわ湖の日」として琵琶湖を中心とした清掃美化活動を実施します。

②環境学習の推進と環境保全活動の支援

身近な環境に関心を持ち、環境について理解を深め、環境を守るための行動につながるように幼児期から段階的に環境学習を推進するため、様々な支援を行います。

③流域における住民活動への支援

住民が目的意識を持ち、自発的に流域単位で横断的なネットワーク組織を立ち上げ、主体的な運営がなされるよう、情報の収集や発信などを通じその活動への支援を行います。

④多様な主体の参画の促進

多様な活動主体のつながりを広げ、新たな活動への展開を図るための情報や機会の提供とともに、マザーレイク21計画の進行管理における評価・提言を複層的に行う場となる「マザーレイクフォーラム」を開催し、多様な主体の琵琶湖総合保全活動への参画を促進します。

報発信「プラットフォーム」事業により、情報共有・情報交換のためのシステムや協働を推進するための仕組みを構築します。

⑤ 啓発活動

湖沼計画を的確かつ円滑に遂行するため、国、府、県、市町、事業者、住民等が緊密に協力しながら計画の実施に当たるものとします。そのため、事業者、住民に対しての広報活動を通じて、琵琶湖の水質状況、湖沼計画の趣旨、内容等の周知を図ります。また、広く水環境を守る生活実践活動を促進し、地域活動に対する指導や助言を行い、湖沼計画の実施に関して理解と協力を求めます。

(12) 南湖における水質保全対策

南湖の富栄養化現象の著しい東岸部の3地域(赤野井湾、中間水路、浮舟)については、各種水質保全対策を連携しながら集中的に実施します。また、対策完了箇所については、継続して流入負荷削減を進めるために、適正な維持管理に努めます。

(<u>13</u>) 南湖の再生プロジェクト

顕著な改善傾向が見られない水質状況や外来種の増加等の課題を抱えている南湖の再生を目的として、国、関係市町および独立行政法人水資源機構と連携しながら「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく南湖の再生プロジェクトを推進し、生物多様性の回復や水質の改善により生態系の回復を図ります。

(14) 関係地域計画との整合

⑤ 啓発活動

湖沼計画を的確かつ円滑に遂行するため、国、府、県、市町、事業者、住民等が緊密に協力しながら計画の実施に当たるものとします。そのため、事業者、住民に対しての広報活動を通じて、琵琶湖の水質状況、湖沼計画の趣旨、内容等の周知を図ります。また、広く水環境を守る生活実践活動を促進し、地域活動に対する指導や助言を行い、湖沼計画の実施に関して理解と協力を求めます。

(11) 南湖における水質保全対策

南湖の富栄養化現象の著しい東岸部の3地域(赤野井湾、中間水路、浮舟)については、各種水質保全対策を連携しながら集中的に実施します。また、対策完了箇所については、継続して流入負荷削減を進めるために、適正な維持管理に努めます。

(12) 南湖の再生プロジェクト

顕著な改善傾向が見られない水質状況や外来種の増加等の課題を抱えている南湖の再生を目的として、国、関係市町および独立行政法人水資源機構と連携しながら「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく南湖の再生プロジェクトを推進し、生物多様性の回復や水質の改善により生態系の回復を図ります。

(13) 関係地域計画との整合

湖沼計画の実施に当たっては、<u>琵琶湖保全再生計画のほか、</u>指定地域の開発に係る諸計画に十分配慮し、これら諸計画との整合性の確保を図るとともに、琵琶湖の水質保全に関する諸計画・制度の運用に当たっては、湖沼計画の推進に資するよう十分配慮します。

(15) 事業者に対する助成

政府系金融機関による融資制度とともに、府、県および市町等の融資制度の活用により、事業者等による汚水処理施設の整備等を促進します。

湖沼計画の実施に当たっては、指定地域の開発に係る諸計画に十分配慮し、これら諸計画との整合性の確保を図るとともに、琵琶湖の水質保全に関する諸計画・制度の運用に当たっては、湖沼計画の推進に資するよう十分配慮します。

(14) 事業者に対する助成

政府系金融機関による融資制度とともに、府、県および市町等の融資制度の活用により、事業者等による汚水処理施設の整備等を促進します。

第7期湖沼水質保全計画 (素案)

第3章 赤野井湾流域流出水対策推進計画

赤野井湾流域流出水対策推進計画(以下、「流出水計画」といいます。)は、湖沼法第 25 条~第 28 条の規定に基づき、赤野井湾流域を対象として流出水対策を重点的、集中的に進めていくため、第 5 期湖沼計画(平成 18 年度~平成 22 年度)に初めて位置づけて以降、引き続き取組を進めていくために定めたものです。

1. 計画策定の経緯

赤野井湾は、琵琶湖南湖の北東部に位置し、湾内の面積は、1.4km²の内湾で、閉鎖性が強い水域となっています。流域には、草津市、守山市、栗東市および野洲市の4市が含まれ、その面積は31.4km²と、湾内の面積の20倍以上になり、多くの河川が合流と分流を繰り返し、主要8河川を通じて、赤野井湾へ注ぎ込んでいます。

流域で最も大きな面積を占める守山市は、昭和 20 年代まで、ホタルの棲むされいな水の流れる川がたくさんある町として知られていました。しかし、開発が進むなかで、河川の汚れやアオコの発生など様々な問題が出てきたことから、県や国、そして県民それぞれの立場で、赤野井湾の水環境を保全するための取組が進められてきました。その中で、生活排水対策や工場排水規制といった取組により点源からの汚濁負荷削減は進みましたが、一方で市街地や農地などの面的な発生源からの流入負荷削減については、さらに取り組む必要がありました。

そこで、平成17年に改正された湖沼法に定められた流出水計画を、赤野井湾流域を対象として策定することとしました。

計画策定にあたっては、地域住民、利水関係者、学識経験者等からなる赤野井湾流域流出水対策推進<u>連絡会にて、情報を共有しながら、議論を進めて</u>きました。

2. 平成23年度から平成27年度における取組の評価と課題

(1)取組の評価

平成 23 年度から平成 27 年度の流出水計画では、平成 18 年度から平成 22

第6期湖沼水質保全計画

第3章 赤野井湾流域流出水対策推進計画(第2期)

赤野井湾流域流出水対策推進計画(以下、「流出水計画」といいます。)は、湖沼法第 25 条~第 28 条の規定に基づき、赤野井湾流を対象として流出水対策を重点的、集中的に進めていくため、第 5 期湖沼計画(平成 18 年度~平成 22 年度)に初めて位置づけて以降、引き続き取組を進めていくために定めたものです。

1. 計画策定の経緯

赤野井湾は、琵琶湖南湖の北東部に位置し、湾内の面積は、1.4km²の内湾で、閉鎖性が強い水域となっています。流域には、草津市、守山市、栗東市および野洲市の4市が含まれ、その面積は31.4km²と、湾内の面積の20倍以上になり、多くの河川が合流と分流を繰り返し_主要8河川を通じて、赤野井湾へ注ぎ込んでいます。

流域で最も大きな面積を占める守山市は、昭和 20 年代まで、ホタルの棲むきれいな水の流れる川がたくさんある町として知られていました。しかし、開発が進むなかで、河川の汚れやアオコの発生など様々な問題が出てきたことから、県や国、そして県民それぞれの立場で、赤野井湾の水環境を保全するための取組が進められてきました。その中で、生活排水対策や工場排水規制といった取組により点源からの流入負荷削減は進みましたが、一方で市街地や農地などの面的な発生源からの流入負荷削減については、さらに取り組む必要がありました。

そこで、平成 17 年に改正された湖沼法に定められた流出水計画を、赤野 井湾流域を対象として策定することとしました。

計画策定にあたっては、地域住民、利水関係者、学識経験者等からなる 赤野井湾流域流出水対策推進会議にて、<u>情報を共有し知恵を絞り、議論を</u> 進め、地域住民や利水関係者などの自主的な取組と行政の取組の両方を位 置づけました。

2. 第1期流出水計画期間(平成18年度~平成22年度)における取組の評価

第1期流出水計画では、環境こだわり農業の推進、循環かんがい施設の

年度の流出水計画に引き続き、環境こだわり農業の推進、循環かんがい施設を活用した農業排水の循環利用等、農業濁水流出防止の啓発等といった農業排水対策や、降雨時の雨水流出を一時貯留する雨水幹線の整備、透水性舗装の整備といった市街地排水対策、そして河川河口部において汚濁物の自然沈降を促す浄化施設の維持管理等、草刈りや清掃活動といった河川等の浄化対策を実施したほか、湾内の環境改善対策として、湾内や湾口部における水生植物の刈取りに取り組んできました。また、地域の様々な団体や住民、行政等が一緒になり、環境負荷の少ないライフスタイルの普及啓発や環境学習の推進といった汚濁負荷削減の取組を広く展開するための啓発活動や、現状を把握し各取組の効果を確認するために、流入河川や湾内の環境モニタリング等を行ってきました。

赤野井湾流域は市街化が進み、人間活動による汚濁負荷の増加が懸念される中、赤野井湾に流入する河川におけるBODや全窒素、全りんについては、平成18年度の流出水計画策定当時から改善傾向ないしは横ばいにあり、同様にホタルについても、飛翔地域数が増加傾向を示していることから、流出水計画で掲げた赤野井湾のあるべき姿に近づいています。

また、赤野井湾における水質項目のうち、BODや全窒素については改善傾向が見られるものの、CODや全りん、透明度については、横ばいの状況が続いています。一方、湾内の底生生物については、イトミミズ類が優占種ではありますが、過去に覆砂を実施した区域においては、シジミ稚貝が比較的高い密度で確認されています。

(2) 取組の課題

取組を進めていく中で、新たにオオバナミズキンバイをはじめとした外来 水生植物の急速な増殖による生態系への影響が懸念され、その防除作業に取り組んできました。シジミについては、稚貝の生息は確認されるものの、成 貝は少ない状況です。また、水質改善とともに在来魚貝類の生息環境の改善 が求められてきています。

3. 赤野井湾流域流出水対策の実施の推進に関する方針

(1) 取組の目標

【赤野井湾流域のあるべき姿】

赤野井湾流域ではホタルが舞い、湾内ではシジミが棲めるような水環境に<u>維持・</u>改善され、流域に暮らすすべての人々が誇りをもてる地域になっている。

整備、農業濁水流出防止の啓発等といった農業排水対策や、降雨時の雨水流出を一時貯留する雨水幹線の整備、透水性舗装の整備といった市街地排水対策、そして河口部において汚濁物の自然沈降を促す浄化施設の整備、草刈りや清掃活動といった河川等の浄化対策に取り組んできました。また、地域の様々な団体や住民、行政等が一緒になり、環境負荷の少ないライフスタイルの普及啓発や環境学習の推進といった汚濁負荷削減の取組を広く展開するための啓発活動や、現状を把握し各取組の効果を確認するために、流入河川や湾内の環境モニタリング等を行ってきました。

その結果、赤野井湾に流入する河川におけるBODや全窒素、全りんについては、改善傾向にあり、ホタルについては、飛翔地域数が増加傾向を示していることから、第1期流出水計画で掲げた赤野井湾のあるべき姿に近づいています。

ただし、赤野井湾におけるCODや全窒素、全りん、透明度については、横ばいの状況であり、湾内の底生生物については、優占種がイトミミズ科で計画策定当時から変わりはなく、あるべき姿であるシジミが棲める水環境には近づいておらず、引き続き流出水対策の推進が求められています

- 3. 赤野井湾流域流出水対策の実施の推進に関する方針
- (1) 取組の目標

【赤野井湾流域のあるべき姿】

赤野井湾流域ではホタルが舞い、湾内ではシジミが棲めるような水 環境に改善され、流域に暮らすすべての人々が誇りをもてる地域になっている。

(理由)

赤野井湾流域では、流出水計画の策定以来、先に示したような取組を 実施し、湾内への流入負荷削減に努めた結果、計画策定以前より流入負 荷は削減されてきました。しかし、現在の湾内の水質は依然として、COD は環境基準の湖沼 B 類型、全窒素と全りんは湖沼 V 型に相当し、富栄養 化が進行し汚濁した状況にあります。

流出水計画では、長期的な目標として赤野井湾流域のあるべき姿を掲げ、具体的には湾の底が見える程度の透明度と、ホタルやシジミが生息するのに適しているとされる環境基準湖沼A類型に相当する水質になるよう事業を展開します。

ホタルとシジミについては、水質の他に底質などの影響を受けますが、 赤野井湾から離れた地域に暮らし、日頃は赤野井湾のことをあまり意識 されていない人々にも、赤野井湾と暮らしとのつながりを意識し、流出 水計画を実践いただけるよう、ホタルとシジミを赤野井湾と流域での取 組を結びつける象徴としました。

《 計画期間 平成 28 年度~平成 32 年度 》

(2) 計画推進体制等について

流出水計画に基づき、各主体が進める各事業や活動について、取組の進 捗状況やモニタリングの結果を持ち寄り、情報を共有し、赤野井湾流域で 活動する各主体が連携していくための 連絡会を年1回程度開催します。 また、本計画の取組について県民に広報・発信していきます。

4. 赤野井湾流域流出水の改善に資する具体的方策に関すること

流出水の水質を改善するために、具体的には以下の取組を展開します。

(1)農業排水対策

農業排水による負荷の削減等のために、次の活動を進めます。

| | | 実施時期 | 主な関係者 |
|---|------------------------|--------|---------|
| (| ① 水稲) 流域における環境こだわり農業によ | ~平成32年 | 守山南部土地改 |
| | る生産を拡大する。 | 度 | 良区 |
| | | | 法竜川沿岸土地 |
| | | | 改良区 |
| | | | JAおうみ冨士 |

(理由)

赤野井湾の水質は、現況ではCOD は環境基準の湖沼B類型、全窒素と全りんは湖沼V類型に相当し、富栄養化が進行し汚濁した状況にあります。

流出水計画では、長期的な目標として赤野井湾流域のあるべき姿を掲げ、具体的には湾の底が見える程度の透明度と、ホタルやシジミが生息するのに適しているとされる環境基準湖沼A類型に相当する水質になるよう事業を展開します。

ホタルとシジミについては、水質の他に底質などの影響を受けますが、 赤野井湾から離れた地域に暮らし、日頃は赤野井湾のことをあまり意識されていない人々にも、赤野井湾と暮らしとのつながりを意識し、流出水計画を実践いただけるよう、第2期流出水計画においても、ホタルとシジミを赤野井湾と流域での取組を結びつける象徴としました。

(2) 計画推進体制等について

流出水計画に基づき<u>実施される各事業や活動について、取組の</u>進捗状況やモニタリングの結果を持ち寄り、情報を共有し、赤野井湾流域で活動する各主体が連携していくためのフォローアップ会議を年1回程度開催します。

4. 赤野井湾流域流出水の水質を改善するための具体的方策に関すること

流出水の水質を改善するために、具体的には以下の取組を展開します。

(1) 農業排水対策

農業排水による汚濁負荷を削減するために、次の活動を進めます。

| 活動内容 | 実施時期 | 主な関係者 |
|-----------------------|----------|--------|
| ①(水稲)流域における環境こだわり農業によ | ~平成27年 | 守山南部土地 |
| る生産を拡大する。 | <u>度</u> | 改良区 |
| | | 法竜川沿岸土 |
| | | 地改良区 |
| | | JAおうみ冨 |

| | | <u>県(食のブランド</u> <u>推進課)</u> | | | 士 関係農業組合 守山市 県(農業経営課 |
|--|---------------------------|--|---|----------------------------------|---|
| | | | ② (麦) 緩効性肥料等による施肥改善を進め、 肥料の流出負荷の削減を図る。 | | 空山南部土地改良区法竜川沿岸土地改良区J Aおうみ冨土 |
| ②農業用プラスチック類や不要農薬の回収を実施する。 | 年1回(プラスチック) 2年に1回 (農薬) | JAおうみ冨士 | ③農業用プラスチック類や不要農薬の回収を実施する。 | 年1回(プラスチッ ク) 2年に1回(農薬) | 士 |
| ③農業組合長会議や、集落毎に農談会を開催 し、浅水代掻きの実施や濁水流出防止等の 啓発を行う。 | <u>~平成32年</u> <u>度</u> | JAおうみ冨士 守山市 | ④集落毎に農談会を開催し、浅水代掻きの実施 や濁水流出防止等の啓発を行う。 | <u>~平成27年</u> <u>度</u> | J Aおうみ冨 士 守山市 |
| | | | ⑤魚のゆりかご水田プロジェクト(魚類の産卵 の場となる水田と琵琶湖とのつながりを形成 するため、魚類が遡上しやすい魚道作り等) を実施。 | | <u>木浜の資源環</u> <u>境を守る会</u> |
| | | | ⑥ゆりかご水田事業(水田にニゴロブナの稚魚 を放流し、成長させた後に水路へ流す事業) を実施する。 | | |
| ④「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」 を活用し、田園の持つ豊かな自然環境や、 その基盤となる農地・農業用水等の保全を、 共同活動を通じて推進する。 17組織(H27) → 22組織(H32) | 度 | 各農業組合 各自治会 守山市 県(耕地課、農村 振興課) | ⑦「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」 を活用し、田園の持つ豊かな自然環境や、その基盤となる農地・農業用水等の保全を、共同活動を通じて推進する。 | <u>~平成27年</u> <u>度</u> | 関係環境保全 団体 JAおうみ冨 士 県(耕地課、農村 振興課) |

| ⑤循環かんがい施設を適正に維持管理し運用 | 毎年、かん | | ⑧循環かんがい施設を適正に維持管理し運用す 毎年、かん |
|----------------------|-------|---------|-----------------------------------|
| する。 | がい期に使 | 守山南部土地改 | る。がい期に運 |
| ○守山南部地区(矢島町、赤野井町、石田 | 用する。 | 良区 | ○守山南部地区(矢島町、赤野井町、石田町、 用する。 守山南部土地 |
| 町、十二里町、大林町、欲賀町、森川原 | | 守山市 | 十二里町、大林町、欲賀町、森川原町、山賀 改良区 |
| 町、山賀町、杉江町) | | | 町、杉江町) |
| ・循環かんがい施設、浄化池、浄化型排 | | | 循環かんがい施設 1箇所 |
| <u>水路</u> | | | <u>净化池</u> 1箇所 |
| | | | 净化型排水路 L=1,283m |
| | | | ○木浜地区 (木浜町) 木浜の資源環 |
| ○木浜地区(木浜町) | | 木浜の資源環境 | 循環かんがい施設 2箇所 境を守る会 |
| ・循環かんがい施設、浄化池、浄化型暗 | | を守る会 | 净化池 2箇所 木浜土地改良 |
| <u>渠排水、浄化型幹線排水路</u> | | 木浜土地改良区 | <u>净化型暗渠排水 A=143.9ha</u> 区 |
| 浄化池は「世代をつなぐ農村まるごと | | 守山市 | <u> </u> |
| 保全向上対策」を活用し適正に維持管 | | | |
| <u>理を行う。</u> | | | |

(2) 市街地排水対策

市街地や道路に堆積し、降雨時に流出する汚濁負荷の削減等のために、次の活動を進めます。

| 活動内容 | 実施時期 | 主な関係者 |
|----------------------------|----------|---------|
| ①守山栗東雨水幹線整備事業(守山市三宅町 | 平成32年度 | 守山市 |
| 地先〜栗東市出庭地先)で整備する管渠に | <u>末</u> | 県(下水道課) |
| 降雨の一時貯留機能を持たすことにより、 | | |
| 雨水流出に伴う汚濁を削減する。降雨終了 | | |
| 後に、貯留水の上澄みは新守山川に放流し、 | | |
| 管渠内に沈殿した汚濁負荷を多く含む水は | | |
| 汚水幹線管渠に排出し、湖南中部浄化セン | | |
| ターで処理する。 | | |
| 供用面積 <u>99.0ha(H27)</u> | | |
| → 供用面積 <u>142.4ha(H32)</u> | | |
| | | |
| ②雨水排水の一部を地下浸透させ、地下水の | ~平成32年 | 守山市 |
| かん養や排水路から河川への排水負荷の軽 | <u>度</u> | 県(道路課) |

(2) 市街地排水対策

市街地や道路に堆積し、降雨時に流出する汚濁負荷の削減等のために、次の活動を進めます。

| <u> </u> | | |
|----------------------------|-------|---------|
| 活動内容 | 実施時期 | 主な関係者 |
| ①守山栗東雨水幹線整備事業(守山市三宅町地 | 平成27年 | 守山市 |
| 先〜栗東市出庭地先)で整備する管渠に降雨 | 度末 | 県(下水道課) |
| の一時貯留機能を持たすことにより、雨水流 | | |
| 出に伴う汚濁を削減する。降雨終了後に、貯 | | |
| 留水の上澄みは新守山川に放流し、管渠内に | | |
| 沈殿した汚濁負荷を多く含む水は汚水幹線管 | | |
| 渠に排出し、湖南中部浄化センターで処理す | | |
| る。 | | |
| 供用面積 <u>77.2ha(H22)</u> | | |
| → 供用面積 <u>107.8ha(H27)</u> | | |
| | | |
| ②雨水排水の一部を地下浸透させ、地下水のか | ~平成27 | 守山市 |
| ん養や排水路から河川への流出負荷の削減の | 年度 | 県(道路課) |

減のため、県道・市道の透水性舗装の整備 (歩道)を行う。 市道:歩道設置延長<u>(予定)</u> 下之郷630m:210m(H28)、420m(H29) 焰魔堂650m:250m(H30)、200m(H31)、

200m (H32)

県道:歩道設置延長

赤野井守山線(吉身~下之郷)

延長910m 歩道幅2m

(3) 河川等の浄化対策

湾内へ流入する汚濁負荷<u>の削減等の</u>ために、河川等において次の浄化対策等 を進めます。

| 活動内容 | 実施時期 | 主な関係者 |
|-----------------------|-----------|------------|
| ①天神川の河口部において、水生植生による植 | ~平成32 | 県(流域政策局) |
| 生浄化施設の整備に向けて取り組む。 | <u>年度</u> | |
| 新守山川、法竜川の河口部において、出水時 | | |
| 対策として内湖を活用して汚濁物の自然沈 | | |
| 降を促す浄化施設や、平常時対策として水生 | | |
| 植物による植生浄化施設の整備に向けて取 | | |
| <u>り組む。</u> | | |
| ②天神川、山賀川、堺川、守山川の河口部に整 | | |
| 備した一時貯留施設や内湖を活用して汚濁 | | |
| 物の自然沈降を促す浄化施設、水生植物によ | | |
| る植生浄化機能等を維持・運用する。 | | |
| ③道の駅草津から堺川までの一部区間におけ | ~平成32 | (独)水資源機構 |
| る環境配慮型の堤脚水路(ビオトープ型堤脚 | 年度 | 琵琶湖開発総合管 |
| 水路)の維持管理を行う。 | | 理所 |
| | | 県 (琵琶湖政策課) |
| ④河川の浚渫事業、水辺環境保全活動の支援を | ~平成32 | 守山市 |
| 行う。 | <u>年度</u> | |
| ⑤年間を通じて河川に生き物が生息できるよ | ~平成32 | NPO法人びわこ |

ため、県道・市道の透水性舗装の整備(歩道) を行う。

市道:歩道整備延長<u>330m(H22)</u>→

 金森
 500m
 歩道幅3m(H27)

 下之郷900m
 歩道幅3m(H27)

 播磨田1,000m
 歩道幅3m(H27)

県道:歩道設置延長 <u>金森 0m(H22) →</u>

790m 歩道幅4m(H27)

下之郷950m 歩道幅4m(H27)

(3) 河川等の浄化対策

河川等から湾内へ流入する汚濁負荷<u>を削減する</u>ために、次の浄化対策 等を進めます。

| _ · , | | |
|-----------------------|-----------|------------|
| 活動内容 | 実施時期 | 主な関係者 |
| ①新守山川の河口部において、出水時に内湖を | ~平成27 | 県(流域政策局) |
| 活用して汚濁物の自然沈降を促す浄化施設 | <u>年度</u> | |
| を整備し、維持管理を実施する。 | | |
| また、出水時の対策に加え、平水時対策とし | | |
| て、水生植物による植生浄化についても併せ | | |
| て整備し、維持管理を実施する。 | | |
| | | |
| ②天神川、山賀川、堺川、守山川の河口部に整 | | |
| 備した一時貯留施設や内湖を活用して汚濁 | | |
| 物の自然沈降を促す浄化施設、水生植物によ | | |
| る植生浄化機能等を維持・運用する。 | | |
| ③道の駅草津から堺川までの一部区間におけ | ~平成27 | 独衍跳人水資源機構 |
| る環境配慮型の堤脚水路(ビオトープ型堤脚 | 年度 | 琵琶湖開発総合管 |
| 水路)の維持管理を行う。 | | 理所 |
| | | 県 (琵琶湖政策課) |
| ④河川の浚渫事業、水辺環境保全活動の支援を | ~平成27 | 守山市 |
| 行う。 | 年度 | |
| ⑤年間を通じて河川に生き物が生息できるよ | ~平成27 | NPO法人びわこ豊 |

| うに水の涸れる非かんがい期に水を確保す | 年度 | 豊穣の郷 |
|-------------------------------|-----------|----------|
| る方策を調査する。 | | |
| ⑥市内の河川に揚水を放流し、河川環境を保全 | ~平成32 | 守山市 |
| <u>する。</u> | <u>年度</u> | |
| ⑦水と緑の潤いのあるまちづくり事業として、 | | |
| 自治会の設置する揚水ポンプの設置補助、電 | | |
| 気料金の補助を行う。 | | |
| ⑧河川等の清掃活動を実施する。 | | |
| ○清掃、草刈り、底泥の除去等作業を実施す | 月1回 | 木浜自治会 |
| る。 | (4月~11 | |
| | 月) | |
| ○木浜内湖 <u>の藻、浮草、ごみ</u> 等の除去作業を | 年2~3 | 木浜自治会 |
| 実施する。 | 回 | |
| ○「自然の川づくり事業」に地域からの参加 | | NPO法人びわこ |
| がさらに得られるよう広く展開を進める。 | | 豊穣の郷 |
| ○湾内・湖岸のごみの除去作業を実施する。 | 年4回 | 守山漁業協同組合 |
| | | 玉津小津漁業協同 |
| | | 組合 |
| | | |
| ○市内の河川の清掃を支援する。 | | 守山市 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| (4) 湾内の環境改善 | 新快 |
|-------------|----|
|-------------|----|

水質・湖流の改善や汚濁負荷の削減等のために、次の環境改善対策を進めます。

| 活動内容 | 実施時期 | 主な関係者 |
|-----------------------|-------|-----------|
| ①湾内における水生植物の刈取りを実施する。 | ~平成32 | 県 (流域政策局) |
| ○湾内におけるハス等水生植物の表層刈取 | 年度 | 県(水産課) |
| りを実施する。 | | 県(琵琶湖政策課 |
| ○湾内におけるハス等水生植物の根こそぎ | |) |
| | | |

| | ſ | 1 |
|-------------------------------|--------------|-----------------|
| うに水のかれる非かんがい期に水を確保す | 年度 | 穣の郷 |
| る方策を調査する。 | | |
| ⑥樋ノ口川、案内川、守山川に揚水を放流する | <u>~平成27</u> | 守山市 |
| <u> </u> | <u>年度</u> | |
| ⑦水と緑の潤いのあるまちづくり事業として、 | | |
| 自治会の設置する揚水ポンプの設置補助、電 | | |
| 気料金の補助を行う。 | | |
| ⑧河川等の清掃活動を実施する。 | | |
| ○清掃、草刈り、底泥の除去等作業を実施す | 月1回 | 木浜自治会 |
| る。 | (4月~11 | |
| | 月) | |
| ○木浜内湖の <u>ゴミ</u> 等の除去作業を実施する。 | 年2~3 | 木浜自治会 |
| | 回 | |
| ○「自然の川づくり事業」に地域からの参加 | | NPO法人びわこ豊 |
| がさらに得られるよう広く展開を進める。 | | 穣の郷 |
| ○湖岸のゴミの除去作業を実施する。 | 年4回 | 守山漁業協同組合 |
| ○個件の一くの例本下来を失過する。 | T 4 E | 7 四 添 未 伽 四 加 口 |
| | | |
| | | |
| ○市内の河川の清掃を支援する。 | | 守山市 |
| | | |
| ○「みんなが楽しめるにぎわう湖岸づくり啓 | 年1回 | 県(南部環境・総 |
| 発&清掃活動」の実施 | | 合事務所環境課) |
| | | |

(4) 湾内の環境改善対策

湖流の回復や汚濁負荷削減のために、次の環境改善対策を進めます。

| 活動内容 | 実施時期 | 主な関係者 | |
|-----------------------|--------------|-----------|--|
| ①湾内における水生植物の刈取りを実施する。 | <u>~平成27</u> | 県(琵琶湖政策課 | |
| ○湾内におけるハス等水生植物の表層刈取 | <u>年度</u> |) | |
| りを実施する。 | | 県 (流域政策局) | |
| ○湾内におけるハス等水生植物の根こそぎ | | | |
| | | | |

| 除去を実施する。 | 流域関係者 |
|-----------------------|-------|
| ②湾口部における水生植物の刈取りを実施す | |
| る。 | |
| ○湾口部におけるコカナダモ等水生植物の | |
| 表層刈取りを実施する。 | |
| ○湾口部におけるコカナダモ等水生植物の | |
| 根こそぎ <u>除去</u> を実施する。 | |

(5) 自然生態系の保全と回復

流域の自然生態系を保全・回復し、水環境を保全するために、次の活動を進 めます。

| | - A - | |
|------------------------|--------------|-----------|
| ①ゆりかご水田 (田にフナの稚魚を放流する) | <u>~平成32</u> | 守山市 |
|)事業を実施し、固有魚の繁殖と水産資源 | <u>年度</u> | |
| の回復を図る。 | | |
| ②魚のゆりかご水田プロジェクト (魚類の産 | ~平成32 | 木浜の資源環境を |
| 卵の場となる水田と琵琶湖とのつながり | 年度 | 守る会 |
| を形成するため、魚類が遡上しやすい魚道 | | 県 (農村振興課) |
| 作り等)を実施する。 | | |
| ③ホンモロコ・ニゴロブナ仔魚の水田放流を | ~平成32 | 玉津小津漁業協同 |
| 実施する。 | 年度 | <u>組合</u> |
| | | 県(水産課) |
| ④外来魚の集中駆除を実施する。 | ~平成32 | 県(水産課) |
| | <u>年度</u> | |
| ⑤湾内・河川内でのオオバナミズキンバイを | ~平成32 | NPO法人びわこ豊 |
| はじめとした外来植物の防除作業を実施 | <u>年度</u> | 穣の郷 |
| し、効率的な処分方法を確立する。 | | 県(自然環境保全課 |
| | | <u>)</u> |
| ⑥平成28年に生育不良となった湾内のハス | ~平成32 | 草津市 |
| の継続的な調査やデータの蓄積等を含め、 | 年度 | 守山市 |
| 適切な管理手法の検討を進める。 | | 県(自然環境保全課 |
| | |) |
| | | 県(琵琶湖政策課) |

| <u>刈取り</u> を実施する。 | 流域関係者 |
|------------------------|-------|
| ②湾口部における水生植物の刈取りを実施す | |
| る。 | |
| ○湾口部におけるコカナダモ等水生植物の | |
| 表層刈取りを実施する。 | |
| ○湾口部におけるコカナダモ等水生植物の | |
| 根こそぎ <u>刈取り</u> を実施する。 | |

(6) 啓発事業及びその他の関連事業

汚濁負荷削減の取組を流域の関係者に広く展開するため次の啓発事業等を 進めます。

| 進めます。 | | |
|---|--|---------------------------------|
| 活動内容 | 実施時期 | 主な関係者 |
| ①暮らしの中での実践○暮らしからでる汚れをできるだけ少なく するための取組方法について啓発を行う。 | 年2回 | 守山市消費生活 研究会 |
| ○水を汚さない、ごみを出さない視点からエコキッチン革命に取り組むとともに、啓発を行う。 | | 守山市消費生活 研究会 |
| ○環境への負荷の少ないライフスタイルの 定着に向けてエコライフの普及啓発を進 める。・出前講座の実施 | | 県環境政策課) |
| ・第 <u>四</u> 次滋賀県環境総合計画別冊「淡海の くらし <u>〜環境への心づかい〜【第二版】」</u> を必要に応じて配布 | | |
| ○河川への油の流出防止の啓発を実施する。 | 年1回 | <u>草津市</u> 守山市 栗東市 野洲市 |
| ②職域での実践 ○企業間で情報交換を行うことを目的とした環境情報交換会 <u>や経営層に働きかけることを目的とした環境トップセミナーを通じて、水質保全の啓発を行う。</u> | 年 <u>7</u> 回 (環境情報交換会) 年1回 (環境トップ・セミナー) | 湖南·甲賀環境協 会 |
| ○ごみのポイ捨て禁止啓発活動 <u>を実施する。</u> | | <u>県(南部環境事務</u> 所)_ |

(5) 啓発事業およびその他の関連事業

汚濁負荷削減の取組を流域の関係者に広く展開するために、次の啓発事業 等を進めます。

| 等を進めます。 | | | | | | |
|--|-----------|---------------------------------|--|--|--|--|
| 活動内容 | 実施時期 | 主な関係者 | | | | |
| ①暮らしの中での実践 ○暮らしからでる汚れをできるだけ少なくするための取組方法について啓発を行う。 ○水を汚さない、ゴミを出さない視点からエコキッチン革命に取り組むとともに、啓発を行う。 ○環境への負荷の少ないライフスタイルの定着に向けてエコライフの普及啓発を進める。 ・第三次滋賀県環境総合計画別冊「淡海のくらし」を必要に応じて配布・淡海のくらし普及版「もう爺さんの環境絵本」を必要に応じて配布 | 年2回 | 守山市消費生活研究会 守山市消費生活研究会 県 (環境政策課) | | | | |
| ②職域での実践 企業間で情報交換を行うことを目的とした環境情報交換会、経営層に働きかけることを目的とした環境トップセミナー、法・条例等について理解を深めることを目的とした環境担当者研修会を通じ、公害発生の未然防止と環境保全活動の啓発に努める。 | 環境情報 交換会) | 湖南·甲賀環境協会 | | | | |

| ③環境学習の展開○「こなん水環境フォーラム」を開催し、水 環境の大切さを啓発する。 | 年1回 | 湖南流域環境保全協議会 |
|--|---------------------------|--------------------------------|
| ○「川づくりフォーラム」を開催し、流域保 全の重要性を啓発する。 | 年1回 | <u>NPO法人びわ</u> <u>こ豊穣の郷</u> |
| ○環境保全のための学習を受けることにより、子どもの頃から環境を保全していく意識を養う。 | 年1回 | 守山市緑の少年 団 |
| ○「いかだくだり」大会を通じて、小中学生 に水質保全を学ぶ機会を設ける。 | | (社)守山青年会 議所 |
| ○たんぼのこ体験事業 <u>で</u> 、水稲等の栽培体験 を実施する。 | | 守山市 |
| ○地域環境に学ぶ体験・総合的学習推進事業 を実施する。 | | 守山市 |
| ○環境学習教材の貸出しや環境講座への講師派遣を行う。 | | 草津市 |
| ④取組の広報・啓発を行う。 | <u>~平成32</u> <u>年度</u> | 県 (琵琶湖政策課) |

| 1 | ③環境学習の展開○「こなん水環境フォーラム」の開催。 | 年1回 | 湖南流域環境保全協議会 |
|---|---|-----|---------------|
| | ○環境保全のための学習を受けること により、子どもの頃から環境を保全し ていく意識を養う。 | 年1回 | 守山市緑の少年団 |
| | ○「いかだくだり」大会を通じて、小中 学生に水質保全を学ぶ機会を設ける。 | | 栅队守山青年会 議所 |
| | ○たんぼのこ体験事業 <u>として</u> 、水稲等の 栽培体験を実施する。 ○地域環境に学ぶ体験・総合的学習推進 | | 守山市 |
| | 事業を実施する。 | | |
| | | | |

(7) 環境モニタリング

上記の活動の効果を確認するとともに、さらに活動を展開していくために、 <u>河川と</u>湾内の<u>水環境</u>について調査・研究を進めます。

| 活動内容 | 実施時期 | 主な関係者 |
|------------------------------|------|--------|
| ①湾内のモニタリングを実施する。 | | |
| ○イケチョウ <u>ガイ</u> の生育調査による水質モ | | 県(水産課) |
| ニタリング | | |
| ○水質(内湖)のモニタリング | 年2回 | 守山市 |
| ○底泥、生息生物のモニタリング | 年1回 | 県(水産課) |
| | | |

(<u>6</u>) 環境モニタリング

上記の活動の効果を確認するとともに、さらに活動を展開していくために、 湾内の水の形成メカニズムについて調査・研究を進めます。

| 活動内容 | 実施時期 | 主な関係者 |
|-----------------------------|------|---------|
| ①湾内のモニタリングを実施する。 | | |
| ○イケチョウ <u>貝</u> の生育調査による水質モ | | 玉津小津漁業協 |
| ニタリング | | 同組合 |
| ○水質(内湖)のモニタリング | 年2回 | 県(水産課) |
| ○底泥、生息生物のモニタリング | 年1回 | 守山市 |

| ○水質、底泥、生息生物のモニタリング | 年 1 ~ <u>12</u> 回 | 県(流域政策局) 県 (琵琶湖政策課) | | ○水質、底泥、生息生物のモニタリング | 年1~4回 | 県(水産課) 県(流域政策局) 県(琵琶湖政策課) |
|---|----------------------|------------------------|---|--|---------------------------|-------------------------------------|
| ②流入河川のモニタリングを実施する。 ○市内8河川の水質モニタリング | 年5回 | NPO法人びわこ 豊穣の郷 | • | ②流入河川のモニタリングを実施する。 ○市内 8 河川の水質モニタリング ○水辺百選ウォーキング(川道内の状況の | 年5回 年1~2回 | NPOはがわこ豊 穣の郷 NPOはがわこ豊 |
| ○市内13河川の水質モニタリング○守山川の水質モニタリング | 年 6 回 年12回 | 守山市県(琵琶湖政策課) | | モニタリング)○市内14河川の水質モニタリング○守山川の水質モニタリング | 年6回程度 | 穣の郷 守山市 県 (琵琶湖政策課) |
| ③湾の水質汚濁メカニズムの調査・研究 ○湾内の水質、流況、汚濁負荷の動向等について研究を進める。 ○水質調査の結果を踏まえ、原単位法により | | 学識経験者 県 (琵琶湖政策課) | | ③湾の水質汚濁メカニズムの調査・研究 ○湾内の水質、流況、汚濁負荷の動向等に ついて研究を進める。 ○流域の水収支を踏まえて水質等の詳細な | | 学識経験者県(琵琶湖政策課 |
| 算出した流入負荷量と比較検討を行うことにより、湾の水質汚濁メカニズムの解明を行う。 | | | | 調査を実施するとともに、原単位法により算出した流入負荷量と比較検討を行うことにより、湾の水質汚濁メカニズムの解明を行う。 | | |
| ④モニタリング <u>および調査・研究</u> 結果の集約、 整理、 <u>今後の環境</u> 改善に向けた方策の検討、 | | 豊穣の郷 | | ○抽水植物など水生植物が持つ役割や水質 に与える影響について調査・検討を行う。 ④モニタリング結果の集約、整理、発信 | <u>~平成27年</u> <u>度</u> | 穣の郷 |
| 発信 〇各関係機関によるモニタリング <u>および調査・研究</u> 結果を収集するとともに、学識者の意見も参考に、結果を整理、解析して、 <u>今後の環境改善に向けた方策の検討を行い、それらの内容を関係者に還元する。</u> | | 守山市県(琵琶湖政策課) | | ○各関係機関によるモニタリング 結果を収集するとともに、学識者の意見 も参考に、結果を整理、解析して、関係 者に還元する。 | | 守山市 県 (琵琶湖政策課) |